

# P P Aによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、P P Aによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、市内で事業を営む者に対しP P Aモデルにより自家消費を目的とした太陽光発電設備を導入することを奨励することで、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）
- (3) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールと接続箱、パワーコンディショナー、電力量計等の付帯設備
- (4) 事業所 市内で生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は事務所、又は当該事業所と同一敷地内にある建築物
- (5) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第２条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

エ 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条に規定する法人

オ 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する法人

カ 公立大学法人及び私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人

キ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第２条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 青色申告を行っている個人事業主

コ その他市長が適当であると認めるもの

(6) 需要家 自らが所有する事業所の敷地内にＰＰＡ事業者が所有する太陽光発電設備を設置させ、発電された電力を設置した事業所において消費する中小企業者等

(7) ＰＰＡ事業者 需要家が所有する事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を設置した事業所に供給する電気受給契約を締結する法人

(8) リース事業者 ＰＰＡ事業者自らが太陽光発電設備を所有しない場合において、太陽光発電設備を提供するリース契約をＰＰＡ事業者と締結する法人

(9) 太陽電池出力 J I S（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項に規定する日本産業規格をいう。）に基づく太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらか低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値

（補助事業者）

第４条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助事業者」という。）

は、P P A事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に1年以上事業所又は事務所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年大蔵省令第15号）に規定する法定耐用年数期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わない者であること。
- (4) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 需要家が中小企業者等であること。
- (2) 需要家が市の実施する「チームとやまし」に登録していること。
- (3) 需要家が前条各号の要件を満たしていること。
- (4) 太陽光発電設備で発電する電力量のうち、少なくとも50%が需要家の事業所内で消費されること。
- (5) 太陽光発電設備の設置工事に着手していないこと。
- (6) 太陽光発電設備が、商用化され、導入実績があるものであって、新古品及び中古品でないこと。
- (7) 太陽光発電設備に付帯して発電電力量及び電気使用量が確認できる計測機器を設置すること。
- (8) 国実施要領別紙2の2. ア（ア）に掲げる交付要件を満たすこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 太陽光発電設備の設置工事に係る経費であること。
- (2) 他の同種の補助金の交付を重複して受けるものでないこと。
- (3) 国実施要領別表第1に掲げる費目又は細分であること。

(補助金の額等)

第7条 太陽電池出力1kWあたりの補助金の額及び補助上限額は、次のとおりとし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 太陽電池出力1kWあたりの補助金の額 | 補助上限額  |
| 5万円                | 1千5百万円 |

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期限までに、PPAによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付申請書（PPA事業者自らが所有する太陽光発電設備を設置する場合には様式第1号、PPA事業者がリース事業者から提供された太陽光発電設備を設置する場合には様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュールのメーカー、型式、公称最大出力が確認できる書類
- (2) パワーコンディショナーのメーカー、型式、定格出力が確認できる書類
- (3) 太陽光発電設備の設置工事に係る費用の見積書
- (4) 太陽光発電設備の年間発電想定量及び事業所の年間自家消費想定量の明細が確認できる書類
- (5) 補助事業者及び需要家（PPA事業者がリース事業者から提供された太陽光発電設備を設置する場合にあっては、補助事業者、需要家及びリース事業者）が市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 補助事業者及び需要家（PPA事業者がリース事業者から提供

された太陽光発電設備を設置する場合にあっては、補助事業者、  
需要家及びリース事業者）の履歴事項全部証明書又は現在事項全  
部証明書（発行後３月以内のものに限る。）

- (7) 太陽光発電設備設置場所の現況が確認できる写真
- (8) 設置場所及び付近の見取り図
- (9) 需要家が国実施要領別紙２の２．ア（ア）に掲げる交付要件に  
同意していることが確認できる書類
- (10) 事業スキームが確認できる書類（ＰＰＡ事業者がリース事業者  
から提供された太陽光発電設備を設置する場合）
- (11) 補助金相当額が通常のＰＰＡサービス料金から控除されること  
が確認できる書類
- (12) 別表第１に定める評価基準番号１から３のうち、需要家が要件  
を満たす評価項目に関する確認書類
- (13) 前各号で掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による補助金の交付の申請は、需要家１者あたり１年  
度につき１回を限度とする。

（交付の決定）

第９条 規則第５条の交付の決定の通知は、ＰＰＡによる事業所向け  
自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付決定通知書（様式第  
３号）により行うものとする。

２ 前項の規定による補助金の交付の決定は、別に定める期日までに  
提出された申請のうち、別表第１に定める配点基準に基づいて需要  
家を評価し、評価の合計点が高い申請から順に行うものとする。

（実績報告）

第１０条 規則第１２条の実績報告は、ＰＰＡによる事業所向け自家  
消費型太陽光発電設備導入事業補助金実績報告書（様式第４号）に  
次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとし  
る。

- (1) 領収書その他の補助対象経費の支払が確認できる書類

- (2) 太陽光発電設備から事業所への電力受給にかかる契約（以下、「P P A 契約」という。）の締結を証する書類の写し
- (3) 補助事業に係る設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 3 年大蔵省令第 1 5 号）に規定する法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (4) 北陸電力送配電株式会社の連系開始のお知らせの写し又は有効な接続検討回答書（系統連系する場合のみ）
- (5) 太陽光発電設備の設置状況
- (6) リース契約書（P P A 事業者がリース事業者から提供された太陽光発電設備を設置する場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（額の確定）

第 1 1 条 規則第 1 3 条の額の確定の通知は、P P A による事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

（細則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 5 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係） 配点基準

| 評価<br>基準<br>番号   | 評価項目                   | 内容                                                                                          | 確認書類                                           | 配点                        |
|------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------|
| 1                | 脱炭素に資する融資制度<br>の利用     | S L L（※ 1）、P I F<br>（※ 2）又は金融機関<br>独自メニュー                                                   | 契約書等の写し                                        | 1 3 0 点                   |
| 2                | エコアクション 2 1 の<br>取得    | 環境省が定めた中小企<br>業向けの環境認証資格                                                                    | 認証・登録証の<br>写し<br><br>（申請日時点で<br>有効なものに限<br>る。） | 7 0 点                     |
| 3                | 省エネルギー診断の受診            | 専門家によるエネルギ<br>ーの使用状況の把握及<br>び改善項目の提案                                                        | 省エネルギー診<br>断報告書の写し                             | 5 0 点                     |
| 4                | 導入する太陽電池出力<br>1 k Wあたり | 太陽光モジュールの公<br>称最大出力の合計値と<br>パワーコンディショナ<br>ーの定格出力の合計値<br>のどちらか低い方を k<br>W単位で小数点以下を<br>切り捨てた値 |                                                | 1 点<br><br>（上 限 5<br>0 点） |
| 評価の合計（3 0 0 点満点） |                        |                                                                                             |                                                |                           |

#### ※1 S L L（サステナビリティ・リンク・ローン）

環境や社会課題に関する目標の達成状況に応じて、金利等が優遇される融資制度。

本事業では、金融機関が提供する融資枠組み（フレームワーク）のうち、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等の国際原則への適合性について、外部評価機関から第三者評価を取得済みであり、温室効果ガス削減等の脱炭素又は環境に関する目標が設定されているものを対象とする。

#### ※2 P I F（ポジティブ・インパクト・ファイナンス）

企業の事業活動が環境や社会に与えるプラスの影響を評価・支援する融資制度。

本事業では、金融機関が提供する融資枠組み（フレームワーク）のうち、「P I F原則」等の国際原則への適合性について、外部評価機関から第三者評価を取得済みであり、脱炭素又は環境に関するプラスの影響（インパクト）が評価対象に含まれているものを対象とする。